

県内製品・県産品の優先使用等基本方針

〔平成13年5月18日
長崎県経済活性化推進本部決定〕

県内需要の創出による景気の維持・拡大を図り、経済の活性化を促進する観点から、「県内製品・県産品の優先使用等基本方針」を定め、県内製品・県産品の優先使用及び県内企業への優先発注（以下、「県内製品・県産品の優先使用等」という。）について強力に推進する。

記

1 官公需における県内製品・県産品の優先使用等の推進

(1) 県発注の公共工事等について県内企業への優先発注

公共工事については、特殊な工法及び高度な技術を要する事業を除いて県内企業へ優先的に発注するほか、元請事業者に対し県内企業の活用を要請する。高度な技術を要する事業については、共同企業体方式により可能な限り、県内企業の受注機会の確保を図る。

また、公共工事以外のシステム開発、調査等の県発注の委託事業についても可能な限り県内企業を活用する。

(2) 県が所有する船舶や海洋構造物について県内中小造船所等への優先発注

県所有船舶や浮桟橋等の建造建設・検査・修理について県内中小造船所等へ優先発注する。

(3) 県発注の公共工事における県内製品・県産品の優先使用

県発注の公共工事について、特記仕様書に「県産品資材の優先使用」を明記するなど、県内製品・県産品の優先使用を推進する。

県内企業が製造販売するリサイクル製品、環境・景観配慮型製品、バリアフリー対応製品等について基本単価一覧表に掲載し、パイロット事業で積極的に取り組んでいく。

(4) 県の庁用物品等における県内製品・県産品の優先使用

庁用物品等の調達にあたって、県内製品・県産品を優先する。とくに、6月及び11月は県産品愛用運動推進強調月間として定めており、関係部局は連携しながら庁内に積極的に働きかける。

(5) 国の機関、自衛隊、米軍及び市町村に対する要請

県以外の官公署等に対しても、本方針の趣旨に基づき協力を要請する。

2 民需における県内製品・県産品の優先使用等の推進

(1) 県内建設業関係団体に県内製品・県産品の優先使用等の要請

県内建設業関係団体に対し、資材の購入や下請発注について県内製品・県産品及び県内企業の活用について要請する。

(2) ホテル、レストラン及び誘致企業等の大口需要家に対する県内製品・県産品の優先使用の要請

民需においても実施効果が大きいホテル、レストラン及び誘致企業等の大口需要家に対して県内製品・県産品の優先使用を要請する。

3 推進体制の強化

(1) 長崎県経済雇用対策本部会議による推進

全庁的な対策本部会議により各部局での取り組みを一元的に把握・整理し、進捗管理を行う。

(2) 県及び市町村の発注担当課に対する県内企業開発製品の説明会開催

県及び市町村の発注担当課に対して、定例的に県内企業が開発した製品の説明会を開催し、販売促進の機会を確保する。